

【大阪府中小企業共済協同組合の集団扱制度】

地震被災時の家計を守る 地震専門保険 リスタ

地震被災者のための生活再建費用保険
(大阪府中小企業共済協同組合集団扱)

Re.sta リスタ

地震被災者の暮らしを支える保険

それは、被災しても 希望を失わないで
進んでいくための保険

足りないことを
あきらめない

自己資金に
頼らない

地震大国 に暮らす私たちの 避けられない現実 があります

1.ご加入条件

- お住まいの家の所有者または所有者の2親等以内の親族であること。(現在居住していなくても保険期間中に居住する予定があればお住まいとみなします)
- 個人所有の居住用の住宅(併用住宅を含む。)であること。(賃貸物件、店舗専用で住宅部分がない建物、所有していてもお住まいでない別荘・貸家は対象外。)
- 新耐震基準を満たした建物であること。(1981年(昭和56年)6月1日以降に建築確認を受けた建物、または耐震改修によって新耐震基準を満たした建物に限ります。)

※過去3年以内に経年劣化以外の損傷が発生したことがある住宅については、りさい証明書の申請・被害認定有無によって、お引受けが可能かどうか審査させていただきます。

2.補償対象

リスタでは、地震を原因とした以下のような被害を受けた場合に補償されます。

【地震による ①倒壊 ②火災 ③地割れ・土砂災害 ④津波・流出 ⑤地盤沈下・液状化】
※政府の定める認定基準に基づいて地域行政機関の被害認定を受けたものが対象となります。

3.ご加入いただける保険金額(補償額)

補償額は、300万円～900万円(全壊の場合)の5タイプをご用意しました。お客様の世帯人数に合わせてタイプをお選びください。

あなたの世帯人数	ご加入いただけるタイプ				
1人の方	300万円				
2人の方	300万円	500万円			
3人の方	300万円	500万円	600万円		
4人の方	300万円	500万円	600万円	700万円	
5人以上の方	300万円	500万円	600万円	700万円	900万円

5.保険金のお支払い額

保険金は、地域行政機関が調査し発行する「りさい証明書」の被害認定に応じてお支払いいたします。

被害認定	支払基準	300万円タイプ	500万円タイプ	600万円タイプ	700万円タイプ	900万円タイプ
全壊	保険金額の満額	300万円	500万円	600万円	700万円	900万円
大規模半壊	全額の場合の1/2	150万円	250万円	300万円	350万円	450万円
半壊	全額の場合の1/6	50万円	83.3万円	100万円	116.7万円	150万円

※被害認定が半壊未満の場合はお支払いの対象となりません。

6.集団扱について

- 集団扱とは**
組合が保険会社と保険料集金契約を結び、保険料の集金を行うことにより、組合の構成員の皆様に対してメリットを提供できる制度です。
- 集団扱の保険料集金方法**
大阪府中小企業共済協同組合の集団扱は、ご指定の口座から保険料を直接引き落とす方法を採用しています。(保険料の現金集金のお取り扱いはありません。)
- 集団扱の対象**
大阪府中小企業共済協同組合の集団扱でご契約頂くことができるのは、以下の①～③の方のみです。
①大阪府中小企業共済協同組合の組合員
②大阪府中小企業共済協同組合の組合員である団体(商工会・協同組合等)に勤務している役職員
③大阪府中小企業共済協同組合の組合員である団体(商工会・協同組合等)に加入している会員、および構成員の事業所に勤務している役職員

◆リスタ(Re.sta)の正式名称は「地震被災者のための生活再建費用保険」です。◆このパンフレットは、商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては契約概要、注意喚起情報、普通保険約款を必ずご確認ください。◆お住まいの地域等によってはお引き受けができない場合がございます。◆SBI少額短期保険株式会社にお見積り・ご契約いただいた際に告知いただいた内容は、取扱代理店へ提供されます。◆取扱代理店およびその担当者(少額短期保険募集人)はお客様とSBI少額短期保険株式会社の保険契約締結の媒介を行うもので、告知受領権や保険契約締結の代理権はございません。保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対してSBI少額短期保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。 BS01-2013-846

◆団体名・組合名

◆取扱代理店

大阪府中小企業共済協同組合

〒542-0081 大阪市中央区南船場1丁目18番17号
商工中金船場ビル6階
TEL.06-4708-8720(代) FAX.06-6267-7222

4.集団扱保険料表(大阪府)

【集団扱・月払い】

補償額タイプ	木造	非木造(注)
300万円	1,510円	1,410円
500万円	1,940円	1,820円
600万円	2,150円	2,020円
700万円	2,370円	2,220円
900万円	2,800円	2,630円

※集団扱・月払いは一般よりも割安な保険料となります。

【集団扱・年払い】

補償額タイプ	木造	非木造(注)
300万円	17,170円	16,110円
500万円	22,500円	21,110円
600万円	25,170円	23,610円
700万円	27,830円	26,110円
900万円	33,160円	31,100円

※集団扱・年払いは一般と同じ保険料となります。
(集団扱割引はありません。)

(注)非木造とは、建物の骨組みとなる柱と梁(はり)が鉄骨もしくは鉄筋コンクリートで造られた、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建物をいいます。
(例)鉄筋コンクリート造り等の分譲マンション、鉄骨造の戸建て住宅、軽量鉄骨を使用したプレハブ住宅

7.保険金の請求手続きについて

保険金のご請求手続きは、お客様が以下の書類をSBI少額短期保険へご郵送いただくことにより行います。

- ①保険金請求書 ②りさい証明書 ③建物登記簿謄本 ④住民票の写し(世帯全員の氏名が記載されたもの)

8.その他

(1)保険期間と契約更新の手続き

保険期間は1年ごとの自動更新です。満期が近づくと、ご契約内容とご継続意思確認のための書類をお送りしますので、その際に補償額の変更や継続停止の手続きが可能です。

(2)保険期間中に世帯人数が変わった場合

保険期間中に世帯人数が変わった場合でも、ご契約(ご継続)された時点での世帯人数が正しければ保険金のお支払いに影響しません。保険期間中の保険金額の減額を希望される場合には、保険料の差額を日割で返戻いたします。保険期間中の保険金額の増額はできません。増額をご希望の場合は、1年後の契約継続の際に改めて世帯人数を告知いただき、ご希望の保険金額をご選択ください。

◆保険引受会社 登録番号:関東財務局長(少額短期保険)第1号

SBI 少額短期保険

〒102-0073 東京都千代田区九段北1-8-10 住友不動産九段ビル9F

お客様サービスセンター 通話料無料

0120-431-909 受付時間 9:00~18:00(土日祝日を除く)

大阪府中小企業共済協同組合

保険引受会社 SBI少額短期保険株式会社

今日の共済、あすの安心 大阪府中小企業共済協同組合

集団扱「リスタ」はこんな保険

POINT 1 居住用住宅（持ち家）にかかる地震の補償に特化した保険です。-併用住宅も対象-

POINT 2 一般よりも割安な集団割引（月払い保険料）が適用されます。

大阪府中小企業共済協同組合の集団割引が
お得です

割引対象者：以下の①・②・③のいずれかに該当する方

- ① 大阪府中小企業共済協同組合の組合員
- ② 大阪府中小企業共済協同組合の組合員である団体（商工会・協同組合等）に勤務している役員
- ③ 大阪府中小企業共済協同組合の組合員である団体（商工会・協同組合等）に加入している会員、および構成員の事業所に勤務している役員

POINT 3 保険料のお支払いは便利なキャッシュレス

保険料はご指定の口座からの引き落としです。

POINT 4 ご加入のマイホームの補償（火災共済や火災保険、あるいは火災補償に付帯する地震の補償など）はそのままに、不足する地震の補償だけを充実させる保険です。
(他の保険と併用することができます。)

POINT 5 地震で自宅が被災したときに発生する家計の負担を軽減します。



事業主のみなさまへ

震災で自宅が被災したときは、大切な自己資金をしっかりと確保して減らさないことが家計防衛のポイントです。そのため地震被災専用の保険を活用してください。



地震専門保険で自己資金に頼らないリスクマネジメント

地震に負けない

足りない補償をしっかりと補う

住宅の損傷に付随して発生する負担のリスク

食事も保険もバランスが大事



火災の補償額に比べて、地震の補償額が少なくなっていないですか？住宅の保険もバランスが大切です。バランスのよい保険の加入を心がけてください。



事業所の役員・従業員のみなさまへ

★ 集団扱の対象事業所にお勤めなら、住宅の所有者はもちろん、所有者でなくても集団割引（月払い）でのご契約が可能です。

※住宅の所有者と同居する2親等内親族（所有者の子供・子供の配偶者・孫など）であればご契約が可能



火災の補償とセットで加入した地震の補償額だけでは、震災で自宅が被災したときの費用が足りません。重い自己負担が家計に降りかかります。地震専門保険で万一のときの自己負担を軽減してください。

保険金のお支払い例 (600万円プランにご加入の場合)

地域行政機関から発行される「りさい証明書」にもとづいてスピーディーに保険金をお支払いします。

全壊で、**600万円** (注1)

大規模半壊で、**300万円** (注1)

保険金支払いまでの平均日数 **4.8日** (注2)

集団扱い月払保険料(大阪府)
木造:2,150円 非木造:2,020円

(注1)住宅の損傷に対し地域行政機関発行の「りさい証明書」の被害判定が「全壊」のとき、「大規模半壊」のとき、それぞれの判定に対する支払い保険金額。

(注2)東日本大震災における実績(保険金請求書類がSBI少額短期保険㈱に到着してからお客様の指定口座に保険金をお支払いするまでの平均日数) ※保険金の支払いについては次頁「5.保険金のお支払い額」もご確認ください。

「りさい証明書」の被害認定基準

地域行政機関が発行する「りさい証明書」の被害認定は、下表の①または②の基準にしたがって判定されます。

	全壊	大規模半壊	半壊
①損壊基準 延べ床面積に占める損壊・消失・流失部分の面積割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準 住家全体に占める屋根・柱・基礎等の主要な構成要素の経済的被害の割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

出典：内閣府「災害にかかる被害認定の概要」2012年12月現在